# 北九州市文化芸術推進プラン検討会 開催要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市文化芸術推進プラン検討会(以下「検討会」という。)の開催に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (構成員)

- 第2条 構成員は、学識経験等を有する者のうちから市長が選任する。
- 2 構成員の任期は、令和7年3月31日までとする。また、構成員が欠けた場合における 補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (座長)

- 第3条 検討会に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。
- 2 座長は検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、構成員のうちから座長があらかじめ 指名した者がその職務を代理する。

### (検討会の招集)

第4条 検討会は必要に応じて、座長が招集する。

#### (検討等)

第5条 検討会は、北九州市文化芸術推進プランの策定に際し、意見を述べる。

#### (意見の聴取)

第6条 検討の際に、構成員が特に必要と思われるときは、構成員以外の者の出席を求め、 意見を聞くことができる。

## (検討会の公開)

- 第7条 検討会は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、 座長の決定により非公開とすることができる。
  - (1) 法令等に特別の定めがある場合
  - (2) 不開示情報(情報公開条例第7条)に該当する事項が含まれる場合
  - (3) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合
  - (4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

#### (会議録等の公開)

第8条 公開の会議については、その会議録を作成する。会議録には、次に掲げる事項を記

## 載する。

- (1) 会議名
- (2) 議題
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席者氏名
- (6) 議事概要
- (7) 会議経過(発言の内容)
- (8) その他必要な事項
- (9) 問い合わせ先
- 2 非公開の会議については、前項の会議録に準じて会議要旨を作成し、会議要旨には非公 開の理由を記載するものとする。なお、前項第5号の出席者氏名については、出席者人数 に、前項第7号の会議経過については、発言の概要にかえることができるものとする。
- 3 会議録又は会議要旨は市ホームページにおいて公開する。ただし、特別の事情により、 公開を行うことができない場合は、その理由を明らかにしておくこととする。

## (庶務)

第9条 検討会の庶務は、都市ブランド創造局総務文化部文化企画課において処理する。

# (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、別に定める。

## 付 則

- 1 この要綱は、令和6年6月25日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。